令和3年度 高齢者虐待防止法に基づく 対応状況等に関する調査結果について(概要版)

厚生労働省が実施した、令和3年度における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

【調査結果の全体像】

		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
養護者による	相談・通報件数	609 件	637 件	607 件	569 件	534 件
養護者による 虐待	虐待判断件数	301 件	379 件	370 件	350 件	355 件
栏付	被虐待者数	312 人	393 人	378 人	358 人	366 人
養介護施設従事	相談・通報件数	22 件	27 件	41 件	35 件	26 件
者等による虐待	虐待判断件数	6 件	8 件	11 件	17 件	11 件
有寺による信付	被虐待者数	7人	12 人	10 人	17 人	20 人

(注)被虐待者数は、特定ができた方のみの人数。

1. 養護者による高齢者虐待についての対応状況

(1)相談・通報受理件数

- 県内の19市町で受け付けた相談・通報件数は609件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は301件、被虐待者数は312人でした。

(2)相談・通報者

○ 「介護支援専門員」が228人(37.4%)と最も多く、次いで「警察」が114人 (18.7%)、「当該市町行政職員」が62人(10.2%)でした。

表 1 相談·通報者(複数回答)

		介護 支援 専門員	介護 保険 事業所 職員	医療 機関 従事者	近隣 住 ・ 知人	民生 委員	被虐待 者本人	家族 · 親族	虐待者 自身	当該市 町行政 職員	警察	その他	不明 (匿名 含)	合 計
R3年度	人	228	40	27	10	22	30	47	10	62	114	42	0	632
いり十段	割合	37.4%	6.6%	4.4%	1.6%	3.6%	4.9%	7.7%	1.6%	10.2%	18.7%	6.9%	0.0%	_
R2年度	人	288	24	24	21	10	40	45	15	60	93	33	0	653
N2平皮	割合	45.2%	3.8%	3.8%	3.3%	1.6%	6.3%	7.1%	2.4%	9.4%	14.6%	5.2%	0.0%	-

⁽注) 割合は、相談・通報件数(R3:609件、R2:637件)に対するもの。

(3) 虐待の種別・類型

○ 「身体的虐待」が218人(69.9%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が86人(27.6%)、「介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)」が59人(18.9%)、「経済的虐待」が48人(15.4%)でした。

表2 虐待の種別・類型(複数回答)

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合 計
R3年度	人	218	59	86	2	48	413
N3+皮	割合	69.9%	18.9%	27.6%	0.6%	15.4%	_
R2年度	人	275	89	144	1	50	559
N2平皮	割合	70.0%	22.6%	36.6%	0.3%	12.7%	_

⁽注)割合は、被虐待者の総数(R3:312人、R2:393人)に対するもの。

(4) 虐待の深刻度

○ 各市町の判断では、最も深刻な「最重度」に該当するのは13人(4.2%) でした。

表3 虐待の深刻度(各市町の判断によるもの)

4段階による	4段階による判断		3 重度	2 中度	l 軽度	合 計	
R3年度	人	13	43	131	125	312	
1.0 //	割合	4.2%	13.8%	42.0%	40.1%	100.0%	
5段階による判断		5 生命・身体・ 生活に関する 重大な危険	4 ~	3 生命・身体・ 生活に 著しい影響	2 ~	l 生命・身体・ 生活への影響 や本人意思の 無視等	合 計
R2年度	人	16	29	98	119	131	393
N2平皮	割合	4.1%	7.4%	24.9%	30.3%	33.3%	100.0%

(注)割合は、被虐待者の総数(R3:312人、R2:393人)に対するもの。 深刻度の判断は、令和4年度(令和3年度分対象)調査より下記の4段階による判断に変更。

深刻度区分	説明						
1 (軽度)	療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。						
2 (中度)	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じてい る。						
3 (重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の 継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。						
4(最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。						

(5) 被虐待者の性別・年齢・認知症の有無

- 性別では、「女性」が221人、「男性」が91人でした。
- 年齢階層別では、「80~84歳」が79人(25.3%)と最も多く、次いで 「85~89歳」が73人(23.4%)、「75~79歳」が64人(20.5%)でした。
- 被虐待者の中で、介護保険の認定を受け、認知症または認知症の疑いを示す 「認知症日常生活自立度Ⅱ」以上(認知症はあるが自立度不明含む)の人は 189人 (60.6%) でした。

表4 被虐待者の性別

		男性	女性	不明	合 計	
R3年度	人	91	221	0	312	
N3平皮	割合	29.2%	70.8%	0.0%	100.0%	
R2年度	人	96	297	0	393	
N2平皮	割合	24.4%	75.6%	0.0%	100.0%	

- (注)割合は、被虐待者の総数(R3:312人、R2:393人)に対するもの。
- (注) [参考値] 65歳以上の人口372,092人のうち、男性166,149人(44.7%)、女性205,943人(55.3%) 75歳以上の人口186,160人のうち、男性 76,584人(41.1%)、女性109,576人(58.9%)

(『令和3年滋賀県推計人口年報』より)

表5 被虐待者の年齢階層

		65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳以上	不 明	合 計	
R3年度 -	人	18	36	64	79	73	42	0	312	
	割合	5.8%	11.5%	20.5%	25.3%	23.4%	13.5%	0.0%	100.0%	
R2年度	人	34	51	77	92	94	44	1	393	
	割合	8.7%	13.0%	19.6%	23.4%	23.9%	11.2%	0.3%	100.0%	

(注)割合は、被虐待者の総数(R3:312人、R2:393人)に対するもの。

表6 被虐待者の認知症の有無

20 1///	- 1 J H - H/L	7.17 13.111		
			被虐待者の	
		被虐待者の数	うち介護保険 認定済み	うち認知症また は認知症疑い
R3年度	人	312	236	189
いの十段	割合	1	75.6%	60.6%
R2年度	人	393	291	216
11.4十尺	割合	-	74.0%	55.0%

- (注)割合は、被虐待者の総数 (R3:312人、R2:393人) に対するもの。
- (注)「認知症または認知症疑い」は、認知症日常生活自立度Ⅱ以上 の人数(認知症はあるが自立度不明含む)。

(6)被虐待者から見た虐待者の続柄

○ 被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が133人(40.5%)と最も多く、次いで「夫」が71人(21.6%)、「娘」が46人(14.0%)、「妻」が35人(10.7%)でした。

表7 被虐待者から見た虐待者の続柄 (複数回答)

		夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合 計
R3年度	人	71	35	133	46	14	2	8	8	11	0	328
いり十段	割合	21.6%	10.7%	40.5%	14.0%	4.3%	0.6%	2.4%	2.4%	3.4%	0.0%	100.0%
R2年度	人	105	52	147	61	15	3	8	8	16	0	415
	割合	25.3%	12.5%	35.4%	14.7%	3.6%	0.7%	1.9%	1.9%	3.9%	0.0%	100.0%

(注)割合は、虐待者の総数(R3:328人、R2:415人)に対するもの。

(7) 虐待への対応策について

- 令和3年度中に対応が必要とされた被虐待者の人数は、令和3年度中に新た に被虐待者と判断された人(312人)と令和2年度までに被虐待者と判断され、 引き続き対応が必要とされた人(283人)の合計595人でした。
- 対応策として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が72人(12.1%)で、そのうち「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が26人、「契約による介護保険サービスの利用」が21人でした。
- 「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、361人(60.7%)で、その うち「養護者に対する助言・指導」が259人、「既に介護保険サービスを受 けているが、ケアプランを見直し」が113人でした。

表8 分離の有無

	R3£	F度	R2£	F 度
	人数	割合	人数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を 行った事例	72	12.1%	158	22.7%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	361	60.7%	411	59.1%
現在対応について検討・調整中の事例	5	0.8%	10	1.4%
虐待判断時点で既に分離状態の事例 (別居、入院、入所等)	68	11.4%	62	8.9%
その他	89	15.0%	55	7.9%
合計	595	100.0%	696	100.0%

⁽注)合計件数中には、対象年度中の虐待判断事例の他、「事実確認調査までは対象年度 以前に行われ、その対応策が対象年度に入ってから執られた事例」が含まれている。

表 9 分離を行った事例の対応

	R34	丰度	R24	丰度
	人数	割合	人数	割合
契約による介護保険サービスの利用	21	29.2%	31	19.6%
上記のうち面会の制限を行った事例	2		4	_
老人福祉法に基づくやむを得ない 事由等による措置	26	36.1%	62	39.2%
上記のうち面会の制限を行った事例	15	_	40	_
緊急一時保護	5	6.9%	6	3.8%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	_	3	_
医療機関への一時入院	9	12.5%	27	17.1%
上記のうち面会の制限を行った事例	1		4	_
上記以外の住まい・施設等の利用	6	8.3%	15	9.5%
上記のうち面会の制限を行った事例	4		5	_
虐待者を高齢者から分離(転居等)	2	2.8%	12	7.6%
上記のうち面会の制限を行った事例	0		1	_
その他	3	4.2%	5	3.2%
上記のうち面会の制限を行った事例	1		1	
合 計	72	100.0%	158	100.0%
上記のうち面会の制限を行った事例	24	-	58	_

⁽注)割合は、分離を行った事例の総数(R3:72人、R2:158人)に対するもの。

表10 分離を行っていない事例の対応(複数回答)

	R3年	F度	R2年度		
	人数	割合	人数	割合	
養護者に対する助言・指導	259	71.7%	281	68.4%	
養護者が介護負担軽減のための 事業に参加	9	2.5%	6	1.5%	
被虐待者が新たに介護保険サービスを 利用	36	10.0%	38	9.2%	
既に介護保険サービスを受けているが、 ケアプランを見直し	113	31.3%	127	30.9%	
被虐待者が介護保険サービス以外の サービスを利用	12	3.3%	16	3.9%	
その他の対応	81	22.4%	84	20.4%	
経過観察(見守り)	36	10.0%	64	15.6%	

⁽注)割合は、分離を行っていない事例の数 (R3:361人、R2:411人) に対するもの。

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

(1)相談・通報受理件数

- 県内の19市町で受け付けた相談・通報件数は22件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された事例は6件でした。

(2)相談・通報者

○ 相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が13人(59.1%)と最も多く、次いで「不明(匿名含)」が3人(13.6%)、「家族・親族」、「当該施設元職員」、「施設・事業所の管理者」、「地域包括支援センター職員」が各2人(9.1%)でした。

表11 相談·通報者(複数回答)

	10 8/3	<u> </u>		1/C// TF													
		本人 による 届出	家族親族	当該施員	当該 施設 元職員	施設・ 事業所の 管理者	医療 機関 従事者 (医師含)	介護 支援 専門員	介護 相談員	地域包括 支援セン ター職員	社会福祉 協議会 職員	国民健康 保険団体 連合会	都道府県 から連絡	警察	その他	不明 (匿名含)	合 計
R3年度	人	0	2	13	2	2	1	1	0	2	0	0	0	1	0	3	27
	割合	0.0%	9.1%	59.1%	9.1%	9.1%	4.5%	4.5%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	13.6%	-
D2年度	人	1	4	6	2	0	3	6	0	4	0	0	0	1	3	2	32
R2年度	割合	3.7%	14.8%	22.2%	7.4%	0.0%	11.1%	22.2%	0.0%	14.8%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	11.1%	7.4%	ı

⁽注)割合は、相談・通報件数の総数(R3:22件、R2:27件)に対するもの。

(3)施設・事業所の種別

○ 施設・事業所の種別は「特別養護老人ホーム」、「(住宅型) 有料老人ホーム」が ともに2件(33.3%)、「訪問介護等」、「通所介護等」がともに1件(16.7%)でした。

表12 養介護施設従事者による高齢者虐待が認められた事業所種別

<u> </u>		F度	R2年度		
	件数	割合	件数	割合	
特別養護老人ホーム	2	33.3%	2	25.0%	
介護老人保健施設	0	0.0%	1	12.5%	
介護医療院・介護療養型医療施設	0	0.0%	0	0.0%	
認知症対応型共同生活介護	0	0.0%	0	0.0%	
(住宅型)有料老人ホーム	2	33.3%	0	0.0%	
(介護付き)有料老人ホーム	0	0.0%	1	12.5%	
小規模多機能型居宅介護等	0	0.0%	1	12.5%	
軽費老人ホーム	0	0.0%	0	0.0%	
養護老人ホーム	0	0.0%	0	0.0%	
短期入所施設	0	0.0%	1	12.5%	
訪問介護等	1	16.7%	1	12.5%	
通所介護等	1	16.7%	1	12.5%	
居宅介護支援等	0	0.0%	0	0.0%	
その他	0	0.0%	0	0.0%	
合計	6	100.0%	8	100.0%	

⁽注)割合は、虐待のあった施設の総数(R3:6件、R2:8件)に対するもの。

(4) 虐待の種別・類型

○ 虐待の種別・類型は「身体的虐待」が5件(71.4%)と最も多く、次いで 「心理的虐待」が3件(42.9%)でした。

表13 虐待の種別・類型(複数回答)

1213 旧刊の性が	以 规主 (107					
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
R3年度	人	5	1	3	0	0	9
K3平及	割合	71.4%	14.3%	42.9%	0.0%	0.0%	ı
R2年度	人	5	2	6	0	0	13
K2平及	割合	41.7%	16.7%	50.0%	0.0%	0.0%	-

⁽注)割合は、被虐待者の総数(R3:7人、R2:12人)に対するもの。

(5)被虐待者の性別・年齢

- 性別は、「女性」が5人(71.4%)、「男性」が2人(28.6%)でした。
- 年齢は、「85~89歳」が3人(42.9%)と最も多く、次いで「90~94歳」が2人(28.6%)、「70~74歳」、「75~79歳」がともに1人(14.3%)でした。

表14 被虐待者の性別

		男	女	不明	合計
R3年度	人	2	5	0	7
N9+1/交	割合	28.6%	71.4%	0.0%	100.0%
R2年度	人	4	8	0	12
K2平及	割合	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%

- (注)割合は、被虐待者の総数(R3:7人、R2:12人)に対するもの。
- (注) [参考値] 65歳以上の人口372,092人のうち、男性166,149人(44.7%)、女性205,943人(55.3%)75歳以上の人口186,160人のうち、男性76,584人(41.1%)、女性109,576人(58.9%)

(『令和3年滋賀県推計人口年報』より)

表15 被虐待者の年齢

		65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~94歳	95~99歳	100歳以上	不明	合計
R3年度	人	0	1	1	0	3	2	0	0	0	7
	割合	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%	42.9%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
R2年度	人	0	1	1	4	3	2	1	0	0	12
	割合	0.0%	8.3%	8.3%	33.3%	25.0%	16.7%	8.3%	0.0%	0.0%	100.0%

⁽注)割合は、被虐待者の総数(R3:7人、R2:12人)に対するもの。

(6) 虐待者の職種

○ 虐待者の職種は、「介護職」が11人(78.6%)と最も多く、次いで「看護職」、 「施設長」、「経営者・開設者」が各1人(7.1%)でした。

表16 虐待者の職種

	R3年	F度	R2:	年度
	人	割合	人	割合
管理職	0	0.0%	3	25.0%
介護職	11	78.6%	8	66.7%
(介護福祉士)	3	21.4%	2	16.7%
(内訳) (介護福祉士以外)	6	42.9%	2	16.7%
(介護福祉士か不明)	2	14.3%	4	33.3%
看護職	1	7.1%	1	8.3%
施設長	1	7.1%	0	0.0%
経営者・開設者	1	7.1%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%
合計	14	100.0%	12	100.0%

⁽注)割合は、虐待を行った従事者の総数(R3:14人、R2:12人)に対するもの。

(7) 虐待事案への対応状況

- 令和3年度に市町が対応を行った虐待事案13件(対象年度以前に通報受理・事実 確認調査を行った事案を含む)の全てについて、市町により「施設等に対する 指導」および「改善計画提出依頼」が行われました。
- 介護保険法や老人福祉法の規定に基づく権限の行使が行われた事案はありませんでした。

表17 虐待事案への対応状況(複数回答)

		R3生	F度	R2年	度
		件数	割合	件数	割合
市町による 指導等	施設等に対する指導	13	100.0%	14	93.3%
	改善計画提出依頼	13	100.0%	15	100.0%
	従事者等への注意・指導	7	53.8%	11	73.3%
	報告徴収、質問、立入検査	0	0.0%	0	0.0%
	改善勧告	0	0.0%	0	0.0%
人类但及法の	改善勧告に従わない場合の公表	0	0.0%	0	0.0%
介護保険法の 規定に基づく	改善命令	0	0.0%	0	0.0%
権限の行使	指定の効力の全部または一部停止	0	0.0%	0	0.0%
TEIX VIII	指定取消	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	0	0.0%
	報告徴収、質問、立入検査	0	0.0%	0	0.0%
* 1 担担ける	改善命令	0	0.0%	0	0.0%
老人福祉法の 規定に基づく	事業の制限、停止、廃止	0	0.0%	0	0.0%
機関の行使 権限の行使	認可取消	0	0.0%	0	0.0%
TEIX 77 IJ K	現在対応中	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	0	0.0%

⁽注)割合は、対象年度に対応を行った虐待事案(対象年度以前に通報受理・事実確認調査を行った事案を含む) の総数(R3:13件、R2:15件)に対するもの。